



令和7年12月19日

【照会先】職業安定部 職業対策課  
課長 佐藤 勝  
地方障害者雇用担当官 伊吹 健太郎  
(直通電話) 022(299)8062

## 令和7年 宮城県における障害者雇用状況の集計結果

(令和7年6月1日現在)

- 民間企業の実雇用率は法定雇用率(2.5%)及び全国平均(2.41%)に届かず、2.38%に止まる(全国42位)。
- 民間企業の法定雇用率達成割合は50.3%に止まり、約半数の企業が法定雇用率を達成できず。
- 公的機関(市町村の機関:50機関)は、18機関が法定雇用率を達成できず。

### 【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞(法定雇用率 2.5%)

○雇用障害者数は過去最高を更新するも、実雇用率は昨年を下回り法定雇用率も下回る。

【雇用障害者数】7328.5人 対前年比4.2% (296.5人) 増加

【実雇用率】全国42位 2.38% 対前年比 0.01ポイント減少

全国平均 2.41% 対前年比 増減なし

○法定雇用率達成企業の割合は5割を上回るも、約半数の企業が法定雇用率を下回る。

【達成企業割合】全国31位 50.3% 対前年比 0.9ポイント増加

全国平均 46.0% 対前年比 増減なし

＜公的機関＞(県、市町村等の機関2.8%、県等の教育委員会2.7%)

○県の機関(2機関)は法定雇用率を達成したが、県等の教育委員会(3機関)のうち、2機関は法定雇用率を達成できず。

○市町村等の機関(50機関)のうち法定雇用率を達成した機関は32機関で、未達成機関数は以下のとおり18機関に及ぶ(うち☆印の7機関はその後公表前に達成)。

☆七ヶ浜町(15年連続) 気仙沼市病院事業(4年連続) 加美郡保健医療福祉行政事務組合(2年連続)

みやぎ県南中核病院企業団(13年連続) 大崎市(3年連続) ☆仙台市

蔵王町(11年連続) 大河原町(3年連続) ☆富谷市

柴田町(8年連続) ☆角田市(2年連続) 美里町

気仙沼市(8年連続) ☆村田町(2年連続) 七ヶ宿町

登米市病院事業(8年連続) ☆白石市(2年連続) ☆南三陸町

＜地方独立行政法人等＞(法定雇用率2.8%)

○対象となる4法人すべて法定雇用率を達成。

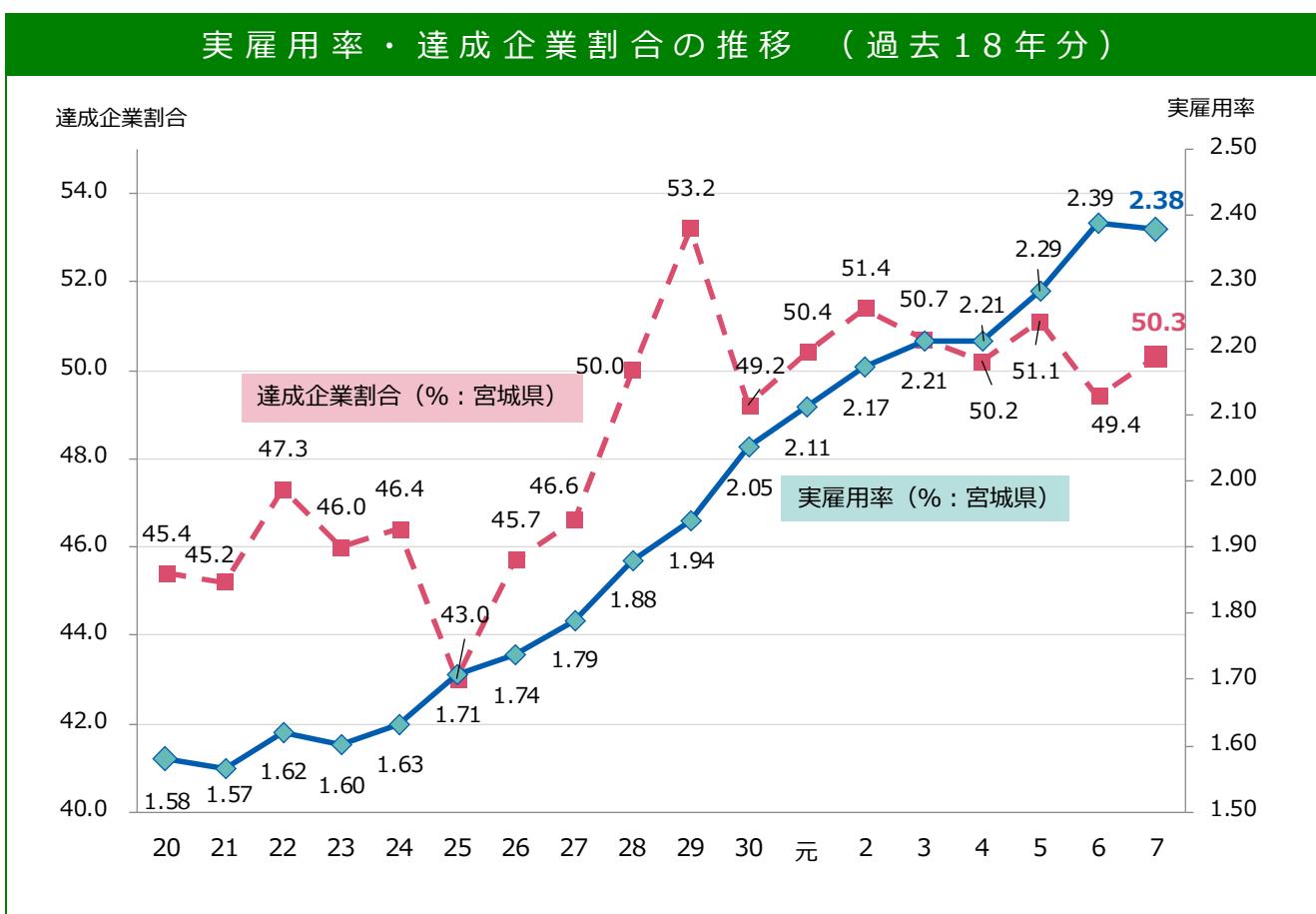
雇用障害者数44.0人(43.5人)、実雇用率2.78%(3.10%) ※( )は前年の数値

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## I 民間企業における雇用状況

### （1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 [第1表～第5表]

- ① 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は、7,328.5人で、前年より296.5人増加（対前年比4.2%増）し、16年連続で増加している。
- ② 障害者のうち、身体障害者は4,035.0人（対前年比2.4%増）、知的障害者は1,779.5人（対前年比4.2%増）、精神障害者は1,514.0人（対前年比9.5%増）と、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ③ 実雇用率は、対前年比0.01ポイント減の2.38%、法定雇用率達成企業の割合は50.3%（達成企業数906/1,801社）となり、前年より0.9ポイント増加している。

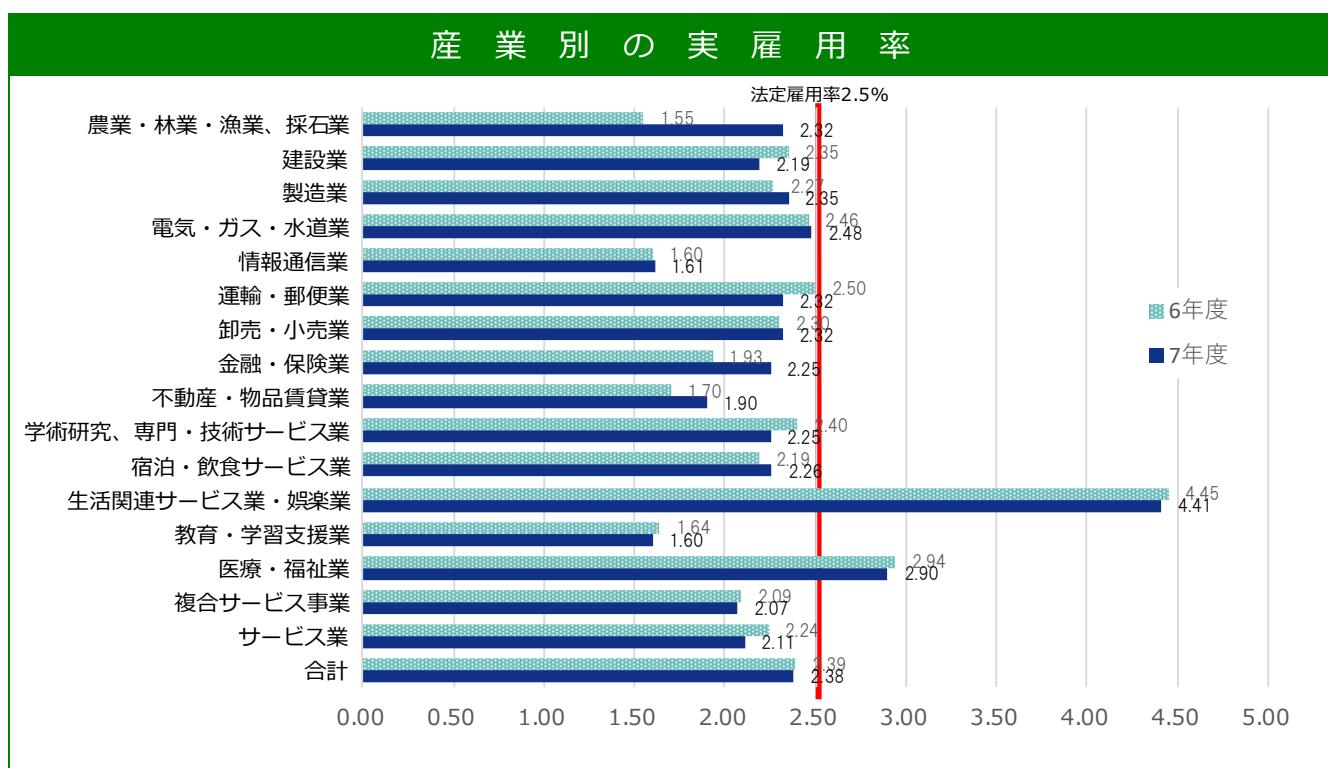


### （2）企業規模別の状況 [第3表]

- ① 雇用されている障害者の数は、企業規模40.0～100人未満（168.5人増、14.9%増）、1,000人以上（76.5人増、3.7%増）等で前年より増加した。
- ② 実雇用率は、企業規模1,000人以上（2.59%）が法定雇用率（2.5%）を上回ったが、それ以下の企業規模では法定雇用率を下回った。前年比では、40.0～100人未満（0.12ポイント増）で増加したが、それ以上の企業規模すべてで前年より減少した。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、300～500人未満（2.5ポイント増）、40.0～100人未満（2.3ポイント増）で前年より増加し、500～1,000人未満（5.9ポイント減）等で減少した。

### (3) 産業別の状況 [第4表]

- ① 雇用されている障害者の数は、「医療・福祉業」(123.0人増、9.5%増)、「卸売・小売業」(43.5人増、3.1%増)等で前年より増加し、「サービス業」(54.0人減、8.4%減)等で減少した。
- ② 実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」(4.41%)、「医療・福祉業」(2.90%)が法定雇用率(2.5%)を上回った。前年比では、「農業・林業・漁業、採石業」(0.77ポイント増)、「金融・保険業」(0.32ポイント増)等で増加し、「運輸・郵便業」(0.18ポイント減)等で減少した。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、「農業・林業・漁業、採石業」(83.3%)、「製造業」(56.8%)が高い。前年比では、「金融・保険業」(18.2ポイント増)、「農業・林業・漁業、採石業」(16.6ポイント増)等で増加し、「教育・学習支援業」(11.7ポイント減)等で減少した。



## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関(法定雇用率 2.8%) [第6表・第8表]

県の機関で対象となる 2 機関（宮城県、警察本部）は全て法定雇用率を達成した。

### (2) 県等の教育委員会(法定雇用率 2.7%) [第6表・第8表]

県等の教育委員会の機関で対象となる 3 機関のうち、石巻市教育委員会（2.77%）は法定雇用率を達成したが、宮城県教育委員会（2.55%）、仙台市教育委員会（2.28%）は法定雇用率を下回った。

### (3) 市町村等の機関(法定雇用率 2.8%) [第6表・第8表]

市町村等 50 機関のうち 32 機関で法定雇用率を達成した。うち地方自治体は 35 市町村中 21 市町村で法定雇用率を達成している。宮城県内の市町村等の機関の法定雇用率達成機関の割合は 64.0% であり、全国平均（69.5%）を下回っている。

#### 【未達成機関】

（地方自治体）（14 市町村）

仙台市、富谷市、七ヶ浜町、大崎市、美里町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、白石市、  
蔵王町、七ヶ宿町、気仙沼市、南三陸町

（注）仙台市は 12 月 1 日付、富谷市は 11 月 1 日付、七ヶ浜町は 7 月 1 日付、角田市は 7 月 8  
日付、村田町は 11 月 19 日付、白石市は 10 月 1 日付、南三陸町は 12 月 8 日付で達成した。

（その他）（4 機関）

加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、登米市病院事業、  
気仙沼市病院事業

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.8%）[第7表・第9表]

地方独立行政法人等で対象となる 4 法人はすべて法定雇用率を達成した。

## 第1表 民間企業における障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者である特定短時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$		
宮城県	1,801 社 ( 1,724 )	307,815.5 人 ( 294,323.0 )	1,234 人 ( 1,208 )	616 人 ( 612 )	3,909 人 ( 3,695 )	524 人 ( 505 )	147 人 ( 113 )	7,328.5 人 ( 7,032.0 )	2.38 % ( 2.39 )	50.3 % ( 49.4 )
全国	120,467 社 ( 117,239 )	29,210,526.0 人 ( 28,162,399.0 )	131,865 人 ( 130,135 )	56,620 人 ( 54,411 )	355,741 人 ( 336,004 )	38,811 人 ( 39,558 )	18,227 人 ( 13,995 )	704,610.0 人 ( 677,461.5 )	2.41 % ( 2.41 )	46.0 % ( 46.0 )

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄「重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄においては0.5カウントしている。  
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」であっても、1人分を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 下段の( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

## 第2表 民間企業における障害種別雇用状況

障害者の数	① 身体障害者の数						② 知的障害者の数						③ 精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者である短時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者である短時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 精神障害者である特定短時間労働者	F. 計 $A+B+C \times 0.5$
7,328.5 人 ( 7,032.0 )	1,114 人 ( 1,087 )	156 人 ( 143 )	1,538 人 ( 1,519 )	184 人 ( 177 )	42 人 ( 35 )	4,035.0 人 ( 3,942.0 )	120 人 ( 121 )	31 人 ( 33 )	1,335 人 ( 1,266 )	340 人 ( 328 )	7 人 ( 4 )	1,779.5 人 ( 1,707.0 )	1,036 人 ( 910 )	429 人 ( 436 )	98 人 ( 74 )	1,514.0 人 ( 1,383.0 )

(注) 第1表と同じ

## 第3表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者である特定短時間労働者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$		
40.0～100人未満	1,012 社 ( 933 )	61,223.5 人 ( 56,379.0 )	202 人 ( 178 )	157 人 ( 124 )	655 人 ( 582 )	138 人 ( 113 )	25 人 ( 21 )	1,297.5 人 ( 1,129.0 )	2.12 % ( 2.00 )	50.0 % ( 47.7 )
100～300人未満	594 ( 598 )	90,693.0 ( 88,825.5 )	345 ( 344 )	247 ( 272 )	1,091 ( 1,053 )	236 ( 244 )	52 ( 40 )	2,172.0 ( 2,155.0 )	2.39 ( 2.43 )	52.9 ( 53.5 )
300～500人未満	102 ( 101 )	35,614.5 ( 34,428.5 )	165 ( 170 )	31 ( 43 )	481 ( 466 )	47 ( 50 )	20 ( 8 )	875.5 ( 878.0 )	2.46 ( 2.55 )	49.0 ( 46.5 )
500～1,000人未満	58 ( 57 )	36,556.0 ( 34,454.5 )	144 ( 138 )	53 ( 43 )	455 ( 445 )	32 ( 27 )	10 ( 5 )	817.0 ( 780.0 )	2.23 ( 2.26 )	34.5 ( 40.4 )
1,000人以上	35 ( 35 )	83,728.5 ( 80,235.5 )	378 ( 378 )	128 ( 130 )	1,227 ( 1,149 )	71 ( 71 )	40 ( 39 )	2,166.5 ( 2,090.0 )	2.59 ( 2.60 )	45.7 ( 45.7 )
合計	1,801 ( 1,724 )	307,815.5 ( 294,323.0 )	1,234 ( 1,208 )	616 ( 612 )	3,909 ( 3,695 )	524 ( 505 )	147 ( 113 )	7,328.5 ( 7,032.0 )	2.38 ( 2.39 )	50.3 ( 49.4 )

第4表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 $F \div ② \times 100$	法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者			
農業、林業、漁業、採石業	12 社 ( 9 )	732.0 人 ( 613.5 )	0 人 ( 0 )	2 人 ( 0 )	15 人 ( 9 )	0 人 ( 1 )	0 人 ( 0 )	17.0 人 ( 9.5 )	2.32 % ( 1.55 )	83.3 % ( 66.7 )
建設業	145 ( 126 )	19,910.0 ( 17,239.5 )	100 ( 96 )	7 ( 6 )	226 ( 204 )	5 ( 5 )	2 ( 0 )	436.5 ( 404.5 )	2.19 ( 2.35 )	53.8 ( 58.7 )
製造業	347 ( 345 )	55,012.0 ( 55,684.0 )	226 ( 221 )	49 ( 50 )	777 ( 760 )	22 ( 20 )	8 ( 7 )	1,293.0 ( 1,265.5 )	2.35 ( 2.27 )	56.8 ( 54.5 )
食料品・たばこ	109	12,307.5	35	21	221	12	5	320.5	2.60	—
織維工業	7	622.0	1	2	14	0	0	18.0	2.89	—
木材・家具	9	886.0	1	2	9	2	0	14.0	1.58	—
パルプ・紙・印刷	19	1,394.0	4	1	20	0	0	29.0	2.08	—
化学工業	20	7,990.0	18	10	144	1	0	190.5	2.38	—
窯業・土石	11	1,019.5	3	1	9	0	0	16.0	1.57	—
鉄鋼	4	657.0	1	0	8	0	0	10.0	1.52	—
非鉄金属	4	910.0	6	0	8	0	0	20.0	2.20	—
金属製品	29	2,664.5	12	2	32	0	1	58.5	2.20	—
電気機械	45	8,974.5	41	6	103	4	0	193.0	2.15	—
その他機械	50	12,600.0	82	3	141	3	2	310.5	2.46	—
その他	40	4,987.0	22	1	68	0	0	113.0	2.27	—
電気・ガス・水道業	6 ( 6 )	13,315.5 ( 13,388.5 )	72 ( 72 )	0 ( 0 )	186 ( 186 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	330.0 ( 330.0 )	2.48 ( 2.46 )	33.3 ( 33.3 )
情報通信業	49 ( 51 )	7,092.0 ( 7,314.0 )	25 ( 24 )	6 ( 8 )	58 ( 61 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	114.5 ( 117.0 )	1.61 ( 1.60 )	34.7 ( 35.3 )
運輸業・郵便業	151 ( 133 )	19,437.5 ( 16,505.0 )	82 ( 72 )	13 ( 13 )	262 ( 243 )	18 ( 19 )	6 ( 6 )	451.0 ( 412.5 )	2.32 ( 2.50 )	50.3 ( 48.9 )
卸売・小売業	262 ( 265 )	61,598.0 ( 60,211.5 )	217 ( 226 )	128 ( 134 )	794 ( 730 )	97 ( 99 )	53 ( 44 )	1,431.0 ( 1,387.5 )	2.32 ( 2.30 )	42.7 ( 41.5 )
金融・保険業	22 ( 22 )	7,859.0 ( 7,987.5 )	26 ( 24 )	22 ( 23 )	98 ( 78 )	10 ( 10 )	0 ( 0 )	177.0 ( 154.0 )	2.25 ( 1.93 )	36.4 ( 18.2 )
不動産・物品販賣業	37 ( 38 )	6,039.0 ( 6,227.5 )	17 ( 15 )	11 ( 4 )	64 ( 68 )	9 ( 8 )	2 ( 0 )	114.5 ( 106.0 )	1.90 ( 1.70 )	45.9 ( 36.8 )
学術研究・専門・技術サービス業	54 ( 49 )	13,714.0 ( 12,729.0 )	65 ( 62 )	16 ( 10 )	161 ( 167 )	3 ( 4 )	0 ( 6 )	308.5 ( 306.0 )	2.25 ( 2.40 )	40.7 ( 44.9 )
宿泊業・飲食サービス業	58 ( 54 )	8,137.5 ( 6,611.0 )	32 ( 25 )	13 ( 13 )	94 ( 75 )	23 ( 11 )	3 ( 2 )	184.0 ( 144.5 )	2.26 ( 2.19 )	51.7 ( 46.3 )
生活関連サービス業・娯楽業	53 ( 54 )	5,493.0 ( 5,668.0 )	35 ( 42 )	18 ( 18 )	148 ( 144 )	10 ( 9 )	3 ( 4 )	242.5 ( 252.5 )	4.41 ( 4.45 )	43.4 ( 38.9 )
教育・学習支援業	47 ( 37 )	8,400.0 ( 7,046.5 )	29 ( 29 )	9 ( 9 )	63 ( 47 )	6 ( 3 )	2 ( 0 )	134.0 ( 115.5 )	1.60 ( 1.64 )	23.4 ( 35.1 )
医療・福祉	357 ( 334 )	48,870.5 ( 44,053.0 )	181 ( 162 )	289 ( 287 )	593 ( 523 )	291 ( 280 )	53 ( 38 )	1,416.0 ( 1,293.0 )	2.90 ( 2.94 )	56.3 ( 55.4 )
複合サービス事業	14 ( 15 )	4,277.0 ( 4,273.0 )	26 ( 25 )	1 ( 0 )	34 ( 39 )	1 ( 1 )	2 ( 0 )	88.5 ( 89.5 )	2.07 ( 2.09 )	28.6 ( 20.0 )
サービス業	187 ( 186 )	27,928.5 ( 28,771.5 )	101 ( 113 )	32 ( 37 )	336 ( 361 )	29 ( 35 )	12 ( 6 )	590.5 ( 644.5 )	2.11 ( 2.24 )	52.4 ( 54.3 )
合 計	1,801 ( 1,724 )	307,815.5 ( 294,323.0 )	1,234 ( 1,208 )	616 ( 612 )	3,909 ( 3,695 )	524 ( 505 )	147 ( 113 )	7,328.5 ( 7,032.0 )	2.38 ( 2.39 )	50.3 ( 49.4 )

(注) 第1表と同じ

第5表 民間企業における雇用状況の推移

① 年	② 企 業 数	③ 算定基礎 労働者数	④ 障 害 者 の 数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割 合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)	
			(社)	(人)					
平成	7	882	198,834.0	2,774.0	641	1.40	401	45.5	949.0
	8	880	199,633.0	2,852.0	679	1.43	435	49.4	940.0
	9	984	207,827.0	3,021.0	710	1.45	451	45.8	1,013.0
	10	969	207,550.0	3,000.0	683	1.45	437	45.1	983.0
	11	1,044	211,586.0	3,046.0	698	1.44	412	39.5	1,292.0
	12	1,030	207,296.0	3,065.0	711	1.48	422	41.0	1,233.0
	13	975	200,813.0	3,004.0	714	1.50	422	43.3	1,135.0
	14	950	191,862.0	2,881.0	692	1.50	386	40.6	1,112.0
	15	956	190,181.0	2,874.0	681	1.51	397	41.5	1,063.0
	16	1,009	202,601.0	2,923.0	706	1.44	409	40.5	1,130.0
	17	1,032	205,280.0	3,103.0	751	1.51	436	42.2	1,049.0
	18	1,064	212,427.0	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001.0
	19	1,119	219,566.0	3,436.5	841	1.57	510	45.6	997.5
	20	1,143	225,877.0	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102.0
	21	1,119	223,891.0	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,050.5
	22	1,124	226,985.0	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994.0
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998.0
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5
令和	元	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
	2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
	3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5
	4	1,615	293,248.0	6,477.5	1,201	2.21	810	50.2	1,225.5
	5	1,624	295,265.0	6,752.5	1,199	2.29	830	51.1	1,169.5
	6	1,724	294,323.0	7,032.0	1,208	2.39	851	49.4	1,350.5
	7	1,801	307,815.5	7,328.5	1,234	2.38	906	50.3	1,391.0

(注) 第1表と同じ

## 第6表 地方公共団体における障害者の在職状況

### (1) 法定雇用率2.8%が適用される地方公共団体

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 / 機関数 達成機関の 数	⑤ 達成割合
県の機関 〔2〕	6,060.5 人 ( 6,096.0 )	195.5 人 ( 195.0 )	3.23 % ( 3.20 )	2 / 2 ( 2 ) / ( 2 )	100.0 % ( 100.0 )
市町村の機関 〔50〕	30,428.5 ( 28,030.0 )	795.5 ( 741.5 )	2.61 ( 2.65 )	32 / 50 ( 33 ) / ( 55 )	64.0 ( 60.0 )
合 計 〔52〕	36,489.0 ( 34,126.0 )	991.0 ( 936.5 )	2.72 ( 2.74 )	34 / 52 ( 35 ) / ( 57 )	65.4 ( 61.4 )

### (2) 法定雇用率2.7%が適用される県等の教育委員会

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 / 機関数 達成機関の 数	⑤ 達成割合
県等の教育委員会 〔3〕	20,286.5 人 ( 17,753.5 )	498.5 人 ( 496.5 )	2.46 % ( 2.80 )	1 / 3 ( 3 ) / ( 3 )	33.3 % ( 100.0 )

(注)

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

## 第7表 地方独立行政法人における障害者の在職状況

区分 〔法人数〕	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 / 法人 数の 数	⑤ 達成割合
独立行政法人 〔4〕	1,584.5 人 ( 1,403.5 )	44.0 人 ( 43.5 )	2.78 % ( 3.10 )	4 / 4 ( 4 ) / ( 4 )	100.0 % ( 100.0 )

(注) 第6表と同じ。

第8表 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名		① 職員数	② 障害者 の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
2.8%適用機関計		36,489.0	991.0	2.72	70.5	
1	宮城県	5,424.5	169.5	3.12	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県警察本部	636.0	26.0	4.09	0.0	
3	仙台市	10,885.5	285.0	2.62	19.0	特例認定あり(注4②) 12月1日付達成
4	名取市	562.0	17.0	3.02	0.0	
5	岩沼市	503.0	14.0	2.78	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亘理町	448.5	16.5	3.68	0.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	181.0	6.5	3.59	0.0	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	265.0	10.0	3.77	0.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	484.0	11.5	2.38	1.5	特例認定あり(注4⑦) 11月1日付達成
10	大衡村	86.0	2.0	2.33	0.0	
11	石巻市	1,500.5	47.0	3.13	0.0	
12	東松島市	561.5	16.0	2.85	0.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	150.5	4.0	2.66	0.0	
14	塩竈市	925.0	30.0	3.24	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	623.0	18.0	2.89	0.0	特例認定あり(注4⑩)
16	松島町	209.0	5.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4⑪)
17	七ヶ浜町	164.5	3.0	1.82	1.0	7月1日付達成
18	利府町	319.5	11.5	3.60	0.0	特例認定あり(注4⑫)
19	大郷町	104.5	3.0	2.87	0.0	
20	大崎市	2,525.0	57.0	2.26	13.0	特例認定あり(注4⑬)
21	色麻町	140.0	4.0	2.86	0.0	特例認定あり(注4⑭)
22	加美町	438.5	12.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4⑮)
23	涌谷町	380.0	10.5	2.76	0.0	
24	美里町	355.0	4.0	1.13	5.0	特例認定あり(注4⑯)
25	角田市	371.5	9.0	2.42	1.0	特例認定あり(注4⑰) 7月8日付達成
26	大河原町	238.5	5.0	2.10	1.0	
27	村田町	181.0	3.0	1.66	2.0	特例認定あり(注4⑱) 11月19日付達成
28	柴田町	407.5	6.0	1.47	5.0	特例認定あり(注4⑲)
29	川崎町	193.5	6.0	3.10	0.0	特例認定あり(注4⑳)
30	丸森町	187.5	5.0	2.67	0.0	
31	白石市	402.5	9.0	2.24	2.0	特例認定あり(注4㉑) 10月1日付達成
32	蔵王町	292.5	7.0	2.39	1.0	特例認定あり(注4㉒)
33	七ヶ宿町	77.5	1.0	1.29	1.0	特例認定あり(注4㉓)
34	栗原市	1,595.0	45.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4㉔)
35	登米市	759.0	23.0	3.03	0.0	
36	気仙沼市	1,071.5	22.0	2.05	8.0	特例認定あり(注4㉕)
37	南三陸町	331.5	8.0	2.41	1.0	12月8日付達成
38	名取市教育委員会	186.0	5.0	2.69	0.0	
39	石巻地区広域行政事務組合	45.0	2.0	4.44	0.0	
40	石巻地方広域水道企業団	123.0	4.0	3.25	0.0	
41	大崎地域広域行政事務組合	125.0	4.0	3.20	0.0	
42	涌谷町教育委員会	69.5	1.0	1.44	0.0	
43	加美郡保健医療福祉行政事務組合	140.5	2.0	1.42	1.0	
44	大河原町教育委員会	55.5	2.0	3.60	0.0	
45	仙南地域広域行政事務組合	64.0	1.0	1.56	0.0	
46	みやぎ県南中核病院企業団	448.5	10.0	2.23	2.0	
47	丸森町国民健康保険丸森病院	46.0	2.0	4.35	0.0	
48	登米市教育委員会	163.5	4.0	2.45	0.0	
49	登米市病院事業	469.0	11.0	2.35	2.0	
50	登米市上下水道事業	43.0	1.0	2.33	0.0	
51	気仙沼市病院事業	463.5	8.0	1.73	4.0	
52	南三陸町教育委員会	66.0	2.0	3.03	0.0	
2.7%適用機関計		20,286.5	498.5	2.46	48.5	
1	宮城県教育委員会	12,773.5	325.5	2.55	18.5	
2	仙台市教育委員会	7,115.5	162.0	2.28	30.0	
3	石巻市教育委員会	397.5	11.0	2.77	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。  
重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。重度身体障害者及び知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方機関A(例:首長部局)及び関係の深い地方機関B(例:教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。  
 ①宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。  
 ②仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。  
 ③岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ④亘理町は平成18年10月に亘理町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑤山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑥大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑦富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑧東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑨塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑩多賀城市は令和7年5月に多賀城市教育委員会、多賀城市水道事業と特例認定を受けている。  
 ⑪松島町は令和6年9月松島町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑫利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑬大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。  
 ⑭色麻町は令和5年2月に色麻町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑮加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑯美里町は令和7年3月に美里町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑰角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑱村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑲柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ⑳川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ㉑白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。  
 ㉒蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ㉓七ヶ宿町は平成24年3月に七ヶ宿町教育委員会と特例認定を受けている。  
 ㉔栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と令和7年3月に栗原市水道事業と特例認定を受けている。  
 ㉕気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

## 第9表 地方独立行政法人等の状況

法 人 名	① 職 員 数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不 足 数	④ 備 考
2.8% 適 用 機 関 計	1,584.5 人	44.0 人	2.78 %	0.0 人	
1 公立大学法人 宮 城 大 学	200.5	5.0	2.49	0.0	
2 地方独立行政法人 宮城県立こども病院	536.0	16.0	2.99	0.0	
3 地方独立行政法人 宮城県立病院機構 宮 城 県 住 宅 供 給 公 社	711.5 136.5	20.0 3.0	2.81 2.20	0.0 0.0	

(注) 第8表の注1、注2、注3と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	一般の民間企業 (40.0人以上規模の企業)	2. 5%
	特殊法人等	2. 8%
	〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
○ 国、地方公共団体		2. 8%
	(36.0人以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会		2. 7%
	(37.5人以上規模の機関)	

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。